



島根県報

平成21年3月31日（火）

号外第68号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【病院局告示】

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額の一部改正 2

島 根 県 病 院 局 告 示**島根県病院局告示第2号**

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額（平成19年島根県病院局告示第1号）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行する。

平成21年3月31日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

妊婦健康診査の項中

「初診時の健康診査の場合 1回につき 4,500円

再診時の健康診査の場合 1回につき 4,000円」

を

「平成21年3月9日付け健第2017号島根県健康福祉部健康推進課長通知「平成21年度妊婦一般健康診査の委託単価等について」における島根県妊婦健診公費負担額委託単価

に改める。

羊水染色体検査の項の次に次の1項を加える。

遺伝カウンセリング料

初診 1回につき 8,085円（消費税法第6条第1項の規定により消費税を課されないこととなる場合は、7,700円）

再診 1回につき 5,985円（消費税法第6条第1項の規定により消費税を課されないこととなる場合は、5,700円）

外来人間ドックの項中「子宮頸部検査を行った場合は2,100円を、乳がんマンモグラフィー検査を行った場合で1方向から撮影したときは3,150円を、2方向から撮影したときは4,725円を、骨塩定量検査を行った場合は、3,150円を、ヘリコバクターピロリ菌検査を行った場合は2,100円を、」を「ヘリコバクターピロリ菌検査を行った場合は、2,100円を」に改める。

おむつ使用料の項中

「中央病院

常時使用の場合 1日につき 735円

その他の場合 1日につき 368円

新生児（NICU）の場合 1日につき 315円（消費税法第6条第1項の規定により消費税を課されないこととなる場合は、300円）」

を

「中央病院

大人用おむつ（テープあり） 1枚につき 178円

大人用おむつ（テープなし） 1枚につき 32円

こども用おむつ 1枚につき 45円

新生児（NICU）用おむつ 1枚につき 23円（消費税法第6条第1項の規定により消費税を課されないこととなる場合は、22円）」

尿取りパッド 1枚につき 40円

おしりナップ 1組につき 605円」

に、

「こころの医療センター

常時使用の場合 1日につき 500円

その他の場合 1日につき 250円」

を

「こころの医療センター

紙おむつ 1 枚につき 265円

布おむつ 1 組につき 145円」

に改める。